

泊まり勤務に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件通報は、新型コロナウイルス感染防止のために、泊まり勤務の食事は作らないという通知が発出された以降も、泊まり勤務において調理が行われているとし、調理を中止するよう指導することを求める通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>消防局において、令和2年4月8日に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する組織運営等について」（消人第130号消防局長通知。以下「局長通知」という。）が発出されている。局長通知は、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大及び神奈川県における緊急事態宣言の発令を踏まえ、当面の間、各所属においては、職員の感染防止及び必要な消防サービスの継続に向けた組織運営等について、対策に取り組むよう通知するもので、別紙「感染防止の具体的な取組み」において、取組項目の一つとして「食事は一括調理を行わず、各自準備すること」と示されている。</p> <p>所属調査報告書によると、局長通知の発出後も、X係において泊まり勤務の際に、課長の指示により、同月9日以降も6回調理が行われたとされる。</p> <p>この間、当該部署では局長通知の取組を徹底するため、上司が責任職会議において、また、メールや引継ぎ簿において注意喚起を行うとともに、直接指導を行ったものの、X係では一括調理が継続されていた。</p> <p>同月24日にX係で調理が行われていることを知った上司から、職場での調理は当面見合わせるよう改めて指示を受け、ようやく調理が中止されたとのことである。</p> <p>局長通知が同月8日に発出され、明確に「食事は一括調理を行わず、各自準備すること」と指示があり、その後も何度も注意喚起や指導がありながら、上司の指示に従わず、2週間にもわたり、職場での一括調理が継続されていたことは、信じがたいことである。</p> <p>また、同月24日に上司が注意した後、ご飯の炊飯のみを行ったことについても、職員の要望であったとはいえ、局長通知に照らして適切な行為であったということは困難である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大している中、市民の安全・安心を守るため消防サービスを継続することは非常に重要であり、そのためにも職員の感染防止対策が大切である。このような重要な内容の局長通知の指示が守られなかったことは、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないとする地方公務員法第32条に抵触するおそれもあるといえる。</p> <p>一方で、所属調査報告書では「具体的取組事項については各署所の状況に応じて可能な限り取り組むべきものと考えております。」と記載されているが、局長通知を確認したところ「可能な限り取り組むべき」というあいまいな表現は見られない。所管部署のこのようなあいまいな考え方が現場に混乱を与えたことも否定できないことから、今回の事案を現場の一部の職員のみ責任とするのではなく、所属全体で新型コロナウイルス感染症への対応のあり方を検討し、整理していくことが重要である。</p> <p>所属コンプライアンス責任者に対しては、所属職員に対して通知等の内容を徹底するとともに、職場内の規律をしっかりと遵守するよう指導することなどにより、全ての職員が安心して業務に従事できる職場づくりをすることを希望する。</p> <p>本件については、既に一括調理が取りやめられていることに加えて、局としても同年5月29日付で新たな通知を発出し、各職場の状況に応じた対応も図ることができるよう、具体的な内容を示して、改めて感染防止に向けた取組を進めていることから、当委員会としては、勧告等は行わないこととし、対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<p>緊急事態宣言の解除を受け、令和2年5月29日付で新たな通知を発出した。新たな通知では、原則一括調理を行わないことは変わらないものの、食中毒防止のために食事を保管する冷蔵設備が十分でないなど調理の必要な事情がある場合は、手指消毒やマスク着用などの感染防止対策を徹底したうえで行うこととし、当該通知の周知徹底を図っていく。</p>